

広島県告示第三百四号

広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例（昭和五十一年広島県条例第一号）第六條の二第三項の規定による消費生活相談等の事務を行う機関の名称及び住所並びに消費生活相談の事務を行う日及び時間は、次のとおりとする。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

環境県民局消費生活課

二 住所

広島市中区基町一〇番五二号

三 消費生活相談の事務を行う日及び時間

次に掲げる日以外の午前九時から午後五時まで

1 土曜日及び日曜日

2 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

3 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日